

【研究コラム】

地位協定に関する一考察  
— 各種地位協定の比較から見た特徴 —

統合幕僚学校国際平和協力センター研究員

2等海佐 秋葉 久

## 目次

はじめに.....	3
1 各種地位協定の概観 .....	3
(1) 序論 .....	3
(2) 外交官特権 .....	5
(3) 地位協定全般 .....	6
(4) 日米地位協定 .....	7
(5) NATO 地位協定 .....	10
(6) ドイツ補足協定.....	11
(7) PKO 地位協定 .....	12
(8) 海賊対処行動要員の法的地位に関する日本・ジブチ交換公文 .....	12
(9) 日豪円滑化協定.....	13
(10) 刑事裁判権 .....	14
2 地位協定の類型と特徴.....	14
(1) 同盟型地位協定.....	14
(2) 国際平和活動型地位協定 .....	15
(3) 地位協定の特殊性 .....	16
(4) 国際緊急援助活動 .....	18
おわりに.....	19

## はじめに

我が国には日米安保条約に基づき米軍が駐留しており、米軍軍人、軍属及びその家族は日本国内法上の特別な地位にあり、特別な権利と一定の義務の免除が認められている。米軍軍人、軍属が事件、事故を起こした際に、日米地位協定が話題になることがあるが、この協定が日本国内における米軍軍人等の特別な地位を定めている。

第2次世界大戦後、占領軍として進駐した米軍が講和条約発効後、引き続き日米安保条約に基づき駐留した経緯もあり、日米地位協定は不平等条約のような目で見られることもある<sup>i</sup>。しかし、海賊対処のためにジブチで活動する自衛官、海上保安官にも、日本とジブチとの間で締結された交換公文により同様の内容の特別な権利と一定の義務の免除が定められており、国際連合平和維持活動（PKO）においても、国連と現地政府の間でやはり地位協定が締結されている。すなわち、少なくとも地位協定自体が不当、不平等ということではなく、ある国の軍隊が他国で活動する場合には地位協定が締結されるのが一般的であるといえる。

そこで本稿では、地位協定とはどのようなもので、なぜ、外国の軍隊<sup>ii</sup>が駐留する場合に地位協定が必要となるのか、様々な地位協定の間でどのような違いがあるのかについて、概要をまとめる。

## 1 各種地位協定の概観

### (1) 序論

地位協定とは何か。その役割を簡潔にまとめた米国政府の資料<sup>iii</sup>がある

---

<sup>i</sup> 「今も植民地のまま。なぜ日米地位協定は60年も改定されないのか？」MAG2NEWS、2020年6月29日。なお、本稿は日米地位協定改定の是非に関する議論は対象としない。

<http://www.mag2.com/news/p/news/456451>

<sup>ii</sup> 「自衛隊は、(中略)通常の観念で考えられます軍隊ではありませんが、国際法上は軍隊として取り扱われておりまして、自衛官は軍隊の構成員に該当します。」が政府見解である(衆議院本会議 平成2年10月18日 中山外務大臣答弁)。地位協定は政府間の取極めであり、国際法に属することから、本稿においては、自衛隊を軍隊に含めることとする。

<sup>iii</sup> 「地位協定(SOFA)に関する報告」米国国際安全保障に関する諮問委員会(ISAB)、2015年1月16日、17-18頁。和訳は沖縄県HPから引用した。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>

沖縄県は日米地位協定の見直しを政府に求めており、関連する資料を同HPに多数掲載していて、地位協定を学ぶ上で極めて有用である。

ので引用する。なお、本資料は、米国を主体に記述しているが、その内容は、地位協定を締結し、軍隊を派遣する国は何に関心があるのか、何を守りたいのかを良く表している。

(以下、引用。下線は筆者)

・地位協定は、多数の重要な米国の利益に資する保護を提供する。それぞれの条件次第で、地位協定は、特に次のような機能を果たす。

受入国の刑事若しくは民事の裁判制度が米国の要員に適用されないように保護する。これは、米国の要員の権利を保護し、そのような要員に対して懲罰を下す司法管轄権を行使する際に、米国の利益の正当性を立証するだけのために重要なのではなく、更に、米国要員が、潜在的に不公正な制度の下で裁判にかけられる場合には、海外に米軍を展開させ、そのような展開に対して公的支援を行うとする米国の意思が大きく阻害されるという理由のためにも重要である。また、米軍の裁判制度によって米軍の規律を実施するという原則を維持することは、米国にとって重大な関心事でもある。

・海外に駐留する米軍の権限を確立し、受入国の政府との関係がどのように展開されるのかについて予測できるように助力する。

・税金その他の賦課金の支払い義務を回避することで支出を抑え、米国政府又は要員を相手取った損害賠償請求、税金等、許認可手数料、出入国手続き、及び無線周波数の利用などに関わるものも含めた行政手続きを簡素化する。

・政府による免責規定に米国の立場を反映させ、司法、財務、及び行政上のリスクを軽減することによって、更なる安全保障問題への関与及び協力を奨励する。

・裁判、説明責任、並びに、現地の規制及び財政制度についての明確で相互に合意した規則の下で米国が関与する場合は、合意に達した適切な保護も重要である。それらは又、合意に至った枠組みがないことで、重要な関係が損なわれる可能性のある紛争を円満に解決するのにも役立つ。

原則として、納得できる地位の保護がない外国には軍事要員を派遣しないということが、国防総省の命令に反映されている、米国の方針である。

(引用終わり)

つまり、地位協定は、軍隊の権限、軍人・軍属の権利を保護することに

主眼があり、併せて各種行政手続きを簡素化することで円滑な活動を確保することが目的とあってよい。そして、このような地位協定が締結されない場合、軍隊の派遣は難しいことになる。

## (2) 外交官特権

本稿の対象は軍人の地位協定であるが、類似したものとして、いわゆる外交官特権を定めた「外交関係に関するウィーン条約」がある。これは1961年に締結された比較的新しい条約であるが、近代的な外交関係がヨーロッパで成立して以降、国際慣習として認められてきたものを成文化したものである。地位協定は、第2次世界大戦後に米国が引き続き、欧州に駐留する際に受入国と締結したのが始まりとされており<sup>iv</sup>、いわば地位協定の先祖に当たる。

同条約は、外交官（正確には、使節団の長（全権大使）、外交官、事務及び技術職員（外交官の補佐その他を行う大使館員等）、役務職員（運転手等）、個人的使用人（大使等が個人で雇う使用人）、その家族に区分）の特権免除を定めており、具体例は以下のとおりである。

第21条 使節団の公館（大使館、大使公邸など）での国旗の掲揚

第22条 使節団の公館の不可侵、捜索・差押えの免除

第23条 使節団の公館の租税免除（固定資産税等）

第24条 公文書の不可侵

第26条 移動の自由（国の安全上、規制されている地域を除く。）

第27条 通信の自由と不可侵（無線使用を含む。）

第29条 身体の不可侵（不逮捕特権）

第31条 接受国の刑事、民事、行政裁判権の免除（一部例外あり。）

第34条 租税の免除

第36条 関税の免除、手荷物検査の免除

第41条 接受国の法令の尊重、接受国の国内問題への不介入

いくつも列挙したが、実は、いずれも多く地位協定において規定されているものであり、外交関係に関するウィーン条約と地位協定の類似性が分かる。

---

<sup>iv</sup> 伊勢崎賢治、布施祐仁共著『主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿』集英社、2017年10月31日。39頁。なお、本書のテーマは日米地位協定であるが、NATO地位協定等も説明していること、また、一般向けの図書で読みやすいことから、地位協定全般について理解を深める上で最良の図書である。

ところで、外交官特権に関しては、国際法学において長年研究されており、なぜ、このような特権が認められるのかについて、以下のような学説が存在する。地位協定にも関わることであり、概観する<sup>v</sup>。

#### ① 治外法権説

外交使節は法的には派遣国の領域内の存在と擬制する（大使館を派遣国の領土と見なす。）。

#### ② 代表説

外交使節は派遣国とその元首の威厳を代表するので、国家と元首に対するものと同じ、ないしそれにふさわしい特権が認められなければならない。

#### ③ 職務説

その任務の効果的な遂行を確保するために認められる。その任務遂行のため施設が接受国当局から完全に独立していなければならないという必要性に由来する相互的実利に根拠を持つ。もし外交使節が接受国の権限に服するとすれば、完全な自由と絶対的な安全をもって自国の利益に仕えることができない。ウィーン条約の目的は、国を代表する外交使節団の任務の能率的な遂行を確保することにある<sup>vi</sup>。

本稿では、いずれが正しいかを論じるのではなく、複数の見方ができると考えた上で、しかし、外交官と軍人に異なる点があるのではないかという視点、ウィーン条約と地位協定の違いを考えていくという立場から、主として職務説を念頭に、以後の議論を進めていく。

### (3) 地位協定全般

主権国家間において、ある国の軍隊が他国に駐留することは、珍しいことではないものの、個別の特別な必要性に基づくものであり、外交官の受け入れのように国際社会全体において必ずしも一般的ではない。また、外交関係は多国間で相互に外交官を受け入れるものであり、そこには相互主義に基づく普遍性が存在するが<sup>vii</sup>、相互に軍隊を派遣することは極めて例

---

<sup>v</sup> 杉原高嶺著「国際法講義」有斐閣、2011年2月25日、386-387頁。括弧内に筆者が追記したほか、表現を一部変更している。

<sup>vi</sup> 同条約前文

<sup>vii</sup> 先述した通り、外交関係に関するウィーン条約は、1961年にそれまでの各国間で締

外的と考えられ、相互主義に基づく普遍性は存在しない<sup>viii</sup>。このため、地位協定に関する国際法上、確立された一般原則は存在しない。

しかし、各種地位協定を比較した場合において共通する事項及び相違する事項を確認することにより、地位協定の一般的な特徴を理解することができると考え、以下、個々の地位協定を概観する。

#### (4) 日米地位協定

日米地位協定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づき締結された、日本国内における米軍による施設及び区域の使用並びに米軍の地位を定める協定である。

日本がまだ占領中の 1951 年に締結された旧日米安全保障条約は、米国による日本の防衛義務を明記せず、単に米国の駐留を認める一方的な内容であり、この条約に基づく日米行政協定（地位協定）も、日本の米軍人に対する刑事裁判権を一切認めないなど、米軍の権限を広く認めるものであった。NATO 地位協定が 1953 年に締結されると、NATO 地位協定に倣って一部が改正され、現日米安全保障条約が 1960 年に締結されると、それに基づく日米地位協定が締結され、現在に至っている。

日米地位協定は 28 条から成っており、外交関係に関するウィーン条約の 53 条に比較すると少ないが、多数の項目から成っている条文が多く、全体の分量は大幅に上回っている。これは、ウィーン条約が基本的には大使を含む大使館員とその家族のみを対象にし、その活動も外交で、事務的作業であり、大使館周辺の日常生活への影響がないのに対し、軍隊は実力組織で規模が大きく、広大な敷地、多数の要員、航空機、艦艇、戦闘車両、各種武器を擁し、平時から現地社会との関わり、日常生活への影響が大きいこと、また、有事においては当然、戦闘行動を行うことから、規律する範囲も広く、詳細にならざるを得ないためである。

地位協定がウィーン条約と共通点が多いことは先述した。ここでは、ウィーン条約には見られない内容について、概要を紹介する。

---

結されていた条約、国際慣習を集大成したものであり、すでに国際的に認められていた一般原則が存在していたといえる。

<sup>viii</sup> NATO 地位協定は、特定の加盟国の軍隊（米軍、英軍等）が特定の他の加盟国（ドイツ等）に駐留することを条文中で明示しておらず、その点で加盟国は対等の立場にあり、相互主義的側面があるといえる。但し、言うまでもなく、米軍、英軍等がドイツ等に駐留することを前提に締結されたものである。

## 第2条～第4条 施設及び区域の使用

施設及び区域内において米軍が運営、警護及び管理のため必要な全ての措置を執ることができることなどを定めている。これはウィーン条約において大使館が不可侵とされていることと類似しているが、軍事施設及び区域は、先述したとおり広大で様々な活動をしていることから、これらに伴い発生する問題について両国間で協議すべきことも定められている。

## 第5条 移動の自由

軍人、軍属及びその家族のほか、艦艇、航空機、戦闘車両の移動の自由を定めている。

## 第6条 航空・海上交通、気象業務

米軍による航空管制、米軍による港湾の管理、日本側からの気象情報、地震情報の提供について定めている。

## 第9条 出入国

旅券、査証、外国人登録が免除される。これにより軍人、軍属及びその家族は入国手続きを経ずに（直接、基地に）入国することができる。但し、米軍が発行する身分証明書を常時携帯し、警察等に求められた場合は提示しなければならない。

ウィーン条約では、特定の外交官に対するペルソナ・ノン・グラータを通告して、帰国させることができるが、本協定でも形式は異なるものの、日本政府からの要請又は退去命令により、特定の要員を退去させることができる。

## 第10条 車両の運転

軍人、軍属及びその家族が米国で取得した運転免許証は、日本国内でも有効とされる。公用車両には、それを容易に識別できる番号標（ナンバー）を付けなければならない。

## 第11条 関税の免除

公用又は軍人、軍属及びその家族が使用するための物品は、関税が免除される。これはウィーン条約と同じであるが、これがPX（Post Exchange：基地内売店）で、日本人が物品を購入できない理由である（軍人、軍属及



びその家族用として免税されているので、それ以外に販売できない。)

#### 第 12 条 物品・役務契約

米軍は日本国内において民間業者と必要な契約を締結することができるが、大規模な調達、工事となる場合を予期して、日本政府を通じて実施すること、又は日本政府と協議することを定めている。

軍属について、日本の労働法令は適用されない。

#### 第 15 条 福利厚生施設

販売店、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行等には、日本の法令は適用されず、課税もされない。

#### 第 17 条 刑事裁判権

外交官については接受国の刑事裁判権が及ばないことは先述したが、地位協定ではそれとは異なり、軍人、軍属及びその家族について、一部を除き、日本と米国のそれぞれに裁判権を認めている。

まず、いずれか一方の法令にのみ違反する場合は、該当する国が専属的裁判権を有する（反逆罪（刑法第 77 条内乱罪、第 81 条外患誘致罪等）、諜報活動、道路交通法違反等）。

それ以外の犯罪については、両国が裁判権を有するが、裁判権が競合する場合においても、被害者が軍人、軍属及びその家族、米軍施設等である場合は、米軍が第 1 次裁判権を行使することとされ（主として基地内での犯罪が想定される。）、それ以外について日本が第 1 次裁判権を行使する。第 1 次裁判権を行使するか否かは、各当局の判断であり、放棄する場合はその旨を他方に通告することで、他方の裁判権行使が可能となる。

日米地位協定に関連して最も注目を集めるのが、軍人、軍属が日本人に対して犯罪を行った場合であるが、これは、犯行後に容疑者が基地内に戻った場合は、起訴されるまで米軍に容疑者の引き渡し義務が生じないためである。犯人を逮捕できないという被害者、周辺住民の不満は元より、容疑者を逮捕し、取り調べを行うことは捜査上極めて重要であるが、大きな制限を受けることになる。現在は、重大な犯罪については容疑者を起訴前に引き渡すなど運用上の改善が図られている。

#### 第 18 条 損害賠償

自衛隊、米軍が公務中に相手に与えた損害は、互いに請求権を放棄する

こととなっている。これは日米安保条約が共同防衛を目的としており、自衛隊と米軍の部隊が共同で行動することが予定されているためである。戦時において共同で行動している自衛隊と米軍の部隊が、誤射、誤爆その他何らかの理由により相手に損害を与えた場合に、それを賠償しなければならないとすると、共同での行動に支障が生じる。この規定は、有事は元より、平時における訓練においても適用される。<sup>ix</sup>

もう一点、特徴的なことは、米軍が一般市民、民間企業に損害を与えた場合は、日本政府が所要の手続きにより賠償を行い、日米双方に責任がある場合は一律折半し、米軍のみに責任がある場合も一律、日本がその25%を負担することとされていることである。このような規定にした理由は、日本の法令に精通している日本政府が賠償手続きを行うとともに、米国政府・米軍が直接、被害者と交渉し、又は裁判で争うことを避ける目的があるものと考えられる。また、負担割合を一律に決定しているのは、日米間の過失割合に関する複雑な交渉を避けるとともに、いわば米軍の代理として賠償手続きを担当する日本政府との間で利害関係が生じないようにとの配慮と推察される。<sup>x</sup>

## (5) NATO 地位協定

日米地位協定との大きな違いは、日米地位協定が言うまでもなく日本と米国の二国間協定であるのに対し、NATO 地位協定は多国間協定であることである。

NATO は、米軍がドイツを始めとする NATO 加盟国に駐留し、ヨーロッパにおいて軍事的プレゼンスを維持し、ヨーロッパの防衛に貢献しているという点で、日米同盟と共通している。しかし、ヨーロッパの他の加盟国もドイツに駐留していること（旧西ドイツ当時を含む。）、ドイツ、イタリア

---

<sup>ix</sup> なお、琉球新報社『外務省機密文書 日米地位協定の考え方・増補版』高文研、2004年、163頁によれば、「それぞれの国の自衛隊または米軍が使用する財産に対する損害に起因する日米両国間の請求権に係る紛争を可能な限り排除することを目的したもの」である。

<sup>x</sup> 同上、177頁。「米国のみが責任を有する場合に、何故我が国も25%を分担しなければならないのかという点であるが、この点については、(i)米軍は、我が国の防衛に寄与するため我が国に駐留しているところ、米軍の公務中の行為による損害は、(個々の軍人等の故意・過失による場合であっても)安保条約の運用との関連で生じたものであること、(ii)請求権の処理を接受国の法律に従って行うことにかんがみ、受入国としても一部を負担することが公平な額の決定に資することとなること（すなわち、受入国も一部負担となれば、額の決定も合理的なものとなる）、(iii)NATO 諸国間においても同様に処理されていること等によって説明を行うことができる。」

という第 2 次世界大戦時の敗戦国以外にも米軍等が駐留していることなどから、加盟国間の対等な立場、互惠性が特徴となっている（具体的にはアメリカ合衆国、日本国という形で特定されず、派遣国、受入国という用語が使用されている。）。

NATO 地位協定自体は日米地位協定と同様の内容であるが<sup>xi</sup>、この協定に基づき、加盟国の軍隊が他の加盟国に駐留する場合は、別途補足協定を締結することとなっている。

次に、最大の米軍受入国ドイツと派遣国間の補足協定を概観する。

## (6) ドイツ補足協定

ドイツ補足協定<sup>xii</sup>では、米軍基地内にもドイツの法令が適用されるなど（第 53 条ほか）、日米地位協定と異なる規定が存在する。補足協定は数回改正されているが、特に冷戦終了後の 1993 年改正により、日米地位協定と比較した場合、ドイツ側の権限の強化が図られた内容となっている。<sup>xiii</sup>

日米地位協定とドイツ補足協定との詳細な比較は本稿の研究の対象外であるが、ドイツ側の権限強化が認められた背景として、①米国との二国間協定ではなく、他の NATO 加盟国も含めた協定であるところ、ドイツがヨーロッパ加盟国の中では一番の大国であり（人口、経済力）、他の加盟国に対して自国の利益を認めさせやすいこと、②冷戦終結、旧ソ連軍の東欧からの撤退により、ドイツは NATO の最前線としての位置付けが低下し、NATO 軍の駐留に関して自国の利益を主張しやすいことがあったものと推察する。また、ドイツは旧東側と陸続きで、戦術上、米空軍機による低空飛行訓練とそれに伴う事故が比較的多く、加えて、1988 年にはイタリア空軍機であるが、ドイツ国内での曲芸飛行中の事故により 70 名死亡、約 350 名が重傷を負う大惨事となったラムシュタイン航空ショー墜落事故が発生し、補足協定改正を求める世論が高まったためといわれている<sup>xiv</sup>。

---

<sup>xi</sup> 正確に述べると、定められた特権免除に大差がないというものであり、下位協定である補足協定の締結が予定されていない日米地位協定の方が、細かく規定されている。

<sup>xii</sup> Agreement to Supplement the Agreement between the Parties to the North Atlantic Treaty regarding the Status of their Forces with respect to Foreign Forces stationed in the Federal Republic of Germany, August 3<sup>rd</sup>, 1959

<sup>xiii</sup> ドイツ補足協定に関する詳細な論文は、本間浩「ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察－在日米軍地位協定をめぐる諸問題を考えるための手がかりとして－」『外国の立法 221』、国立国会図書館、2004 年 8 月。

<sup>xiv</sup> 伊勢崎、布施「主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿」130-132 頁。

## (7) PKO 地位協定

アフリカ、中東を中心に活動している国連 PKO 組織が現地政府と締結する協定である。国連 PKO 実施地域に多いのは、内戦終了後とはいえ、現地政府の組織、機能が不十分で、一部に武装勢力が活動しているなど政情、治安が不安定であることが挙げられる。

地位協定の内容は、他の地位協定等に類似しているが、具体的な内容の規定がやや多いほか、軍事要員に対する刑事裁判権の免除（軍事要員の犯罪は派遣国が処罰する。）が特徴の一つである。これは、現地政府が十分な司法機能を有していないことが多いこと、現地警察による軍事要員の拘束は国連 PKO の活動を阻害するおそれがあること、部隊派遣国としても要員の権利保護の観点から現地政府の刑事裁判権を認めることは難しいことが理由と考えられる。

そして、軍事要員は国連要員であることを示す表章（ワッペン、ブルーヘルメット）を着用することを条件に武器を携行することが認められている。在日米軍は、訓練や移動でなければ、平時に基地外で武器を携行することはない。これは、在日米軍が有事に備えた存在だからである。PKO は内戦終結後とはいえ、平時とは言い難い状況であるところ、平素から武器の使用が想定されており、これが PKO の地位協定の特徴である。

また近年、国連 PKO 要員が現地の武装勢力に殺害される事件が続いていることから、現地政府が要員の安全確保、要員を殺害した犯人の逮捕と処罰、要員が殺害された場合の遺体の引き渡し、現地警察が要員を拘束した場合の国連への速やかな引き渡し等を義務付けている。

## (8) 海賊対処行動要員の法的地位に関する日本・ジブチ交換公文<sup>xv</sup>

2009 年 4 月に、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処に従事する自衛官、海上保安官<sup>xvi</sup>のジブチにおける法的地位を定める日本・ジブチ交換公文が締結された。

この交換公文の内容は、フランスがジブチと締結した防衛条約に基づく地位協定に倣ったものといわれている<sup>xvii</sup>。ジブチは 1977 年までフランス

---

<sup>xv</sup> 協定ではなく交換公文と名称が異なるが、二国間の法的な取決めとして同じ効力を有する。

<sup>xvi</sup> 海賊対処時に司法警察活動を行うために、護衛艦に 8 名が乗艦している。

<sup>xvii</sup> 伊勢崎、布施『主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿』39 頁。

の植民地であり、独立後も国土防衛のため、フランス軍の駐留を認めている。

同国には、フランス軍、自衛隊以外にも米軍、中国軍、イタリア軍等が駐留している。これらの軍隊が海賊対処に従事することにより、ジブチにとっては周辺海域の安全が確保されるほか、人口約 1 億人の地域大国エチオピア、約 1,500 万人のソマリア、約 500 万人のエリトリアという人口約 100 万人のジブチより遥かに規模が大きく、一方で政情不安な国に取り囲まれている同国にとって、外国軍の存在は隣国からの干渉を防止する防波堤という側面があるとともに、派遣国からの経済的支援<sup>xviii</sup>が得られるという利点もあるものと思われる。

内容上の特徴としては、自衛官、海上保安官をウィーン条約における「事務及び技術職員」と同等に扱うこと、刑事裁判権の免除、活動拠点の管理権が挙げられる。

## (9) 日豪円滑化協定

2022 年に、日本とオーストラリアの間で、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」（以下、円滑化協定という。）が締結された。

この協定は、両国間の防衛協力を円滑に実施することを目的としており（第 2 条）、日米地位協定や PKO 地位協定と異なり、現実に対処すべき具体的な脅威や、軍隊の継続的な駐留、活動を前提にしていない。主として訓練のための派遣を対象とし、それを実任務にも適用できるようにしたものである。

平時における防衛協力を主たる対象としており、歴史的にも対等な関係を築いていた両国が友好協力の強化の一環として締結された協定である。

特徴としては、他の協定ほど派遣軍と軍人の特権免除は認めておらず、出入国と国内移動の円滑化を図るための関税の免除、出入国手続きの簡素化、公共サービスの通常料金での利用、派遣国の運転免許証と公用車両の承認、医官その他専門職の資格の承認、受入国が承認する場合の武器の携行等、まさに派遣軍が受入国政府の同意を得て受入国内で円滑に活動する

---

<sup>xviii</sup> 我が国はジブチに対して、巡視船 4 隻の供与、港湾施設の整備、国際海事機関の訓練センター設立、無償資金協力を実施している。「2021 年 海賊対処レポート」（ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会、2022 年 3 月、36 頁。

ための必要最小限の法的根拠を定めていることにある。

## (10) 刑事裁判権

途中で言及したが、特に受入国内で問題になるのが、刑事裁判権である。NATO 軍地位協定第 7 条第 3 項(c)では、「NATO 地位協定においては受入国に第 1 次裁判権がある駐留軍関係者の犯罪についてその派遣国の要請がある場合には当事国のためにその裁判権を放棄する。<sup>xix</sup>」とされ、これは米国の「受入国の司法制度及びその実態に対する不信感の表れ<sup>xx</sup>」といわれる。

殺人、傷害、性犯罪等の生命、身体に対する犯罪は、一般に金銭的賠償では癒されない精神的苦痛、恐怖や屈辱を伴い、このため被害者と家族に留まらない、地域の住民感情、ひいては国民感情にまで結びつきやすい。一方、派遣国としては、命令により海外で任務に従事している軍人が（多くの場合、その任務は受入国の防衛、平和維持である。）、敵対的な住民感情の中で、派遣国とは異なる司法制度の下で裁かれることは避けたいという感情もある。例えば、その軍人が無実を一貫して主張していて、有力な証拠も乏しい中で有罪となり、受入国の法律により派遣国よりも重い刑罰が科されることになることは派遣国の国内世論として受け入れがたいのである。<sup>xxi</sup>

## 2 地位協定の類型と特徴

地位協定は、主なものとして米国等が同盟国や、友好国と締結したものと、国連 PKO 組織が現地政府と締結したものが挙げられる。そこで、以下、地位協定を同盟型地位協定、国際平和活動型地位協定に大まかに区分して、その特徴を考察する。

### (1) 同盟型地位協定

日米地位協定等のこの型の地位協定は、本稿で参照したものは全て米国が締結し、米国が締結相手国に駐留するものであり、資料的に偏りがあるが、公開され、考察の対象として入手に努めた結果である。

---

<sup>xix</sup> 実際には補足協定により、より受入国に有利な内容が規定されている。

<sup>xx</sup> 本間浩「ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察」、5 頁。

<sup>xxi</sup> 刑事裁判権に焦点を当てた論文としては、岩本誠吾「海外駐留の自衛隊に関する地位協定覚書 ―刑事裁判管轄権を中心に―」、『産大法学』第 43 巻第 3・4 号、2010 年 2 月。なお、複数の地位協定を比較し、特徴を分析する本稿の構成は、この論文の手法を踏襲している。もとより本稿は、この学術論文に及ぶものではない。

これらの地位協定は、集団的自衛権、つまりは有事における共同作戦を前提としており、(誤射その他不慮の事故により) 軍同士で相手に与えた損害は互いに賠償請求を放棄し、公務中に受入国民に与えた損害については派遣国、受入国間で負担することなどに特徴がある。

後述する国際平和活動型地位協定とは、平時においては訓練、基地警備等を除き、軍人は非武装で活動している点で異なっている(当然、戦闘機、戦車、軍艦は、常時武装している。)

日米地位協定や NATO 地位協定では、基本的には公務中の犯罪や、公務外でも被害者が派遣国要員であるなど専ら派遣国内に関する犯罪は派遣国が刑事裁判権を有し、その他の公務外の犯罪は受入国が刑事裁判権を有している。

## (2) 国際平和活動型地位協定

一般に、派遣された軍人については派遣国が刑事裁判権を有している。これは先述したとおり、PKO 受入国が一般に十分な治安機能、司法機能を有していないことから、(法令が適切に整備され、運用されておらず、また、十分な教育訓練を受けておらず、規律も守られていないおそれがある) 現地警察の命令に服させるのが適切とは考えられないためである。

また、派遣された軍人は治安維持や自己防護のため普段から武装していることから、現地警察の命令が不当であると軍人側が受け止めた場合(不当に武器を没収しようとした場合等)、戦闘に発展するおそれがないともいえない。そこで、軍人には現地警察の命令は及ばず、軍人に不法行為があった場合は、現地警察から軍司令部(国連 PKO の場合であれば、国連 PKO ミッション司令部)へ通報し、派遣国の責任において適切に処分することとしている。

軍においては事実関係を調査し、適切に処分しなければ、受入国及び住民の理解を得られず、最終的に撤収に追い込まれる可能性のあることが、適切な処分を担保しているといえる。実際、国連 PKO においては、PKO 要員の犯罪に対して厳しい態度を取っており、犯罪を行った軍人を帰国させ、あるいは犯罪の多発を許した部隊全体を帰国させたこともある<sup>xxii</sup>。

---

<sup>xxii</sup> 2021年10月、MONUSCO (United Nations Organization Stabilization Mission in The DR Congo) において、複数の性犯罪が報告され、改善が見られなかったガボン部隊がミッション司令部により帰国させられた。

### (3) 地位協定の特殊性

ここまでは、外交官の特権免除を踏まえつつ、地位協定を概観してきたが、ここでは軍隊の特殊性について考察したい。なぜなら、外交官特権は外交官の職務を円滑に遂行するために認められるものであり、このことは軍隊についても同様であるが、その職務内容は外交官と軍隊では大きく異なっており、その違いを把握することは地位協定を理解する上で欠かせないためである。

軍隊の最大の特殊性は戦闘組織であるという点である。その最終的な目的は国家の防衛であり、直接的には敵部隊の排除、壊滅、つまりは敵国軍人の殺傷、装備の破壊を目的とし、そのために武装し、戦場で長距離、長期間、独立して行動できるように移動手段、食糧、燃料その他の補給物品を保有し、一定の調理、医療、整備修理、司法<sup>xxiii</sup>機能も備えている。

但し、地位協定について考察する場合、一番の特徴は武装しているということであろう。なぜなら、単に車両、食料、燃料を保有し、あるいは調理員や医者、看護師がいるのみでは、商店や食堂、病院と同列であり、特権免除を定める地位協定の必要性を十分に説明できないからである。

軍隊が武装を認められているということは、状況によっては実力により他者からの干渉を排除し、与えられた任務を遂行することが求められる場合があるということである。極端な例として、他者からの要求により武器を引き渡すようなことは、軍隊としての任務も、責任も放棄するもので、形式はどうであれ降伏といえるものであり、軍隊の特性と相容れるものではない。勿論、政府からの命令による武器の引き渡しはあり得るが、それは軍隊としての任務の終了を意味することになる。

なお、武装組織という点では警察も同様であるが、軍隊と警察は本質的に異なるというのが一般的な認識であろう<sup>xxiv</sup>。軍隊は国防組織であり、警察は治安組織（公共の安全と秩序の維持<sup>xxv</sup>）という明確な違いがある。但し、地位協定に限定した場合、この区別は必ずしも重要ではないと考える。例えば、国連 PKO に派遣されていた自衛隊の施設部隊は武装してはいるものの、戦闘を目的としておらず、施設活動が主たる活動内容であり、武

---

<sup>xxiii</sup> 憲兵、軍法会議など。自衛隊には部内犯罪を扱う司法警察職員である警務官がいる。（自衛隊法第 96 条）

<sup>xxiv</sup> 例えば、海上保安庁法第 25 条「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。」

<sup>xxv</sup> 警察法第 2 条



装は自分達を守ることが目的である。また、我が国は派遣していないが、国連 PKO には武装警察部隊も存在し、彼らも軍人同様に特権免除が認められているのである<sup>xxvi</sup>。

それでは、軍隊が武装組織であるという特性から、外交官と比較した場合の地位協定上の特徴について考察する。外交官に特権免除が認められるのは、その職務を円滑に遂行するため、身体、住居、執務場所の不可侵、通信、移動の自由等を保障することが必要であり、それを派遣国間で相互に認め合うことが相互にとって利益になるためである。

軍隊に特権免除が認められるのも、その職務を円滑に遂行するために必要であるということを出発点にまず考察する。実は、自衛隊は国内において、特権免除ではないが、自衛隊法により様々な権限が定められるとともに、様々な法律の適用除外、特例も定められている<sup>xxvii</sup>。これは、自衛隊が職務を遂行する実際の場面を考えれば、当然といえるであろう。いざ防衛出動となった場合に、一般の法律に従わなければならないとなれば、我が国の法律を無視して攻めてくる敵と戦うことはできない。また、自衛隊の車両、船舶、航空機は戦闘のための装備であり、一般に使用される車両とは性能も、使用方法も異なる。弾火薬類も、一般の火薬類とは威力や性質、使用方法等が大きく異なるのであり、同一の基準で管理できるものではない。これらは自衛隊が職務を遂行するために必要であるから認められているのである。

さらに、自衛隊は政府の組織で、当然ながらその存在も、活動も政府により保障されている。地位協定は現地政府の保障を得るものと考えれば、このような保障は自衛隊、広く軍隊にとって当然のことといえることができる。

従って、地位協定は、国家間の特別な取り決めであるが、同時に、軍隊という組織にとって本質的に必要な協定ということもできる。現地政府と敵対する形で派遣された場合は当然除くとして、軍隊が受入国の法令に違反することなく活動を行うための根拠となるのが地位協定といえる。

なお、地位協定により特権免除が与えられるが、軍人は外交官同様、その特権の行使に当たっては思慮分別をわきまえるべき特別の義務がある。一方、軍隊には多数の若い兵士がおり、中には無分別、過度の飲酒、旺盛

---

<sup>xxvi</sup> 海賊対処行動中の護衛艦に乗艦している海上保安官も、海上自衛官と同一の特権免除が認められている。(前述)

<sup>xxvii</sup> 自衛隊法第 106 条～第 115 条の 25。火薬類取締法、航空法、船舶法、電波法、道路運送法、銃砲刀剣類所持等取締法など多岐にわたる。

な性欲などから犯罪を行う者がいる。その場合には迅速、かつ、厳正に処分し、軍隊の規律を維持するとともに、現地政府と住民の信頼を得る必要がある。

#### (4) 国際緊急援助活動

これまで言及してこなかったが、自然災害に際して救援活動を行う場合<sup>xxviii</sup>、地位協定は締結されていない。これは自然災害に際しての緊急の活動であり、地位協定を締結する時間がないこと、人命救助が目的で、武器の使用が想定されていないことが理由として挙げられる。我が国の場合、国際緊急援助活動には武器を携行しないこととされている<sup>xxix</sup>。

しかし、PKO 活動中に大地震が発生し、治安状況が悪い中で国際緊急援助活動も行うことになった 2010 年のハイチのような例<sup>xxx</sup>もある。一般的に国際緊急援助活動となる国は、発展途上国が多い。これは、元々、政府の体制、災害対処能力が不十分な国で、大地震、巨大台風等により政府の災害対処能力を超える大きな被害を受けた場合に行われる活動だからである。このような場合においては、政府の機能自体も低下して治安が悪化することも考えられる。

以下、国際緊急援助活動での武器の携行に関する議論を紹介する。<sup>xxxi</sup>

(以下、引用)

前述のとおり、国際緊急援助隊の隊員は現地で武器を携行しないことになっており、これは治安が悪い状況での派遣を前提としていないからである。しかし、ハイチ地震の際、現地の治安状況に対する懸念などを理由として政府が救助チーム<sup>xxxii</sup>を派遣しなかったことに対しては、他国は治安

---

<sup>xxviii</sup> 我が国では、国際緊急援助隊法に基づく活動が該当する。

<sup>xxix</sup> 「人員の生命、身体、当該活動に係る器財を防護するために武器の使用が必要と認められる場合には、国際緊急援助隊を派遣しない。」（「国際緊急援助隊の派遣について」(閣議決定) (平 3. 9. 19))

<sup>xxx</sup> 2004 年に、内戦状態にあったハイチに United Nations Stabilization Mission in Haiti (MINUSTAH) が設立され、2010 年地震発生時も治安維持等に従事していた。地震発生後、国際緊急援助活動に従事した自衛隊は、現地の治安状況を考慮し、警棒、盾、防弾チョッキ等を携行した。なお、法律上、武器は銃や刀剣類であり、警棒は該当しない。

<sup>xxxi</sup> 中内康夫「国際緊急援助隊の沿革と今日の課題」『立法と調査 No. 323』、参議院事務局、2011 年 12 月、11-12 頁

<sup>xxxii</sup> 被災者の捜索、救助のため、消防士、警察官等により編成されるもので、自衛隊とは別組織。

状況が不透明な場合でも援助隊を派遣しているとして、同様の対応ができるように体制を見直すべきとの指摘もなされた。また、2010年夏に発生したパキスタン中部の洪水では、自衛隊のヘリ部隊が輸送活動を行ったが、当時、現地の治安状況は不透明であり、テロが起きる可能性もあるとして、部隊を「丸腰」で派遣することに懸念を示す見解もあった。こうした事例を受け、国会における議論の中では、対外関係等も踏まえて治安状況が不透明な地域でも国際緊急援助隊を派遣せざるを得ない場合があるとして、国際平和協力法に基づくPKO活動や人道救援活動と同様に、状況に応じて隊員が武器を携行し、使用することを認めるべきとの主張も行われている。また、そのための国際緊急援助隊法の改正案が議員立法として衆議院に提出されており、今後の議論の推移が注目される。

(引用終わり)

日豪円滑化協定のような地位協定が平素から締結されていれば、特に問題なく武器を携行することができることから、国際緊急援助活動も念頭に置いた円滑化協定は、他国とも締結を進める意義がある。一方、同協定は日豪間の防衛協力の一環として締結された準軍事同盟的協定でもあり、極めて政治的であることを考慮すると、多数の国とあらかじめ締結することは現実には想定しにくい。

しかし、地位協定がないと武器の携行ができないということではない。在外邦人等輸送、在外邦人等保護では武器の携行が認められており、相手国が輸送機や艦艇の派遣を受け入れれば、自衛官は武器を携行して行くことになる。同様に考えれば、国際緊急援助隊法上、武器の携行が認められ、かつ、被災国政府が自衛隊による救援活動を受け入れれば、最小限の武器を携行することに特に障害はないと考える。

## おわりに

地位協定が、外交関係に関するウィーン条約の内容と類似している一方、軍隊が外交使節団に比較してはるかに規模が大きく、武器、戦闘車両、艦艇、航空機を装備していることから、現地住民の生活に与える影響が大きいことを違いとして挙げた。

また、地位協定といっても、細かい規定については、派遣目的や、締結国間の関係等により様々であることも見てきた。外交関係と異なり、軍隊を相互に派遣するという事は訓練等を除けば稀であり、地位協定は相互主義的で普遍的な関係を規律するのではなく、どちらかというとな方的で、個別事情

に基づく関係を規律しているといえる。

全体として、外交官と比較する観点からみると、軍隊は住民との摩擦が生じやすく、受入国政府はともかく、住民からは一方的な関係に対する不満や、被害者意識が生じやすい土壌がある。

しかし、地位協定は、あくまで当事国間の合意に基づき締結されており、いずれの国にとっても締結する何らかの目的と利益がある。自国の主権、自国民保護の点から微妙な問題を含み、ときに議論となるが、それぞれの目的、利益に沿って、その範囲で合意が図られるものである。逆に、合意が得られない場合は、地位協定は終了、破棄され、派遣部隊は帰国することになる。重要なことは全ての締結国がお互いに利益があることを冷静に認識し、住民も含めた締結国間の信頼関係を平素から強化し、問題が発生した際には誠実に話し合うことであろう。

今後の検討課題の一つとして、国際緊急援助活動時の武器携行の是非が挙げられる。大規模な災害が発生し、被災国のみで十分な救助活動ができていない場合、多くの被災民が必要な支援を受けられない可能性が高く、治安悪化も予想される。あるいは元々、政府の統治能力が低く、治安も悪い国で大規模な災害が発生した例もある。<sup>xxxiii</sup>また、近年は地球温暖化が原因と疑われる異常気象が、みられるようになってきた。速やかな人命救助が必要だが、治安が悪いから救助に行かず、国連機関等を通じた資金、物資協力のみを行うのか、必要な場合は政府の判断により護身のための最小限の装備を携行できるようにするのか、地位協定締結の要否も含めて引き続き検討していく必要がある。

本稿で示された見解は統合幕僚学校国際平和協力センターにおける研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省又は統合幕僚学校の見解を表すものではありません。

---

<sup>xxxiii</sup> 先述したハイチなど。